

中川事務所新聞

第90号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

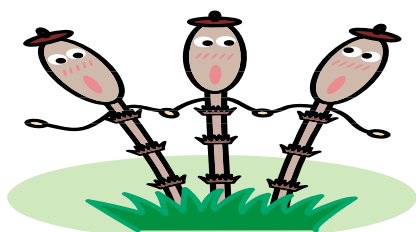
トピックス

【震災関連資金繰り支援策】

中小企業庁から「中小企業向け資金繰り支援ハンドブック」が出されました。支援対象者は、大きく直接被害者・間接被害者・その他に分かれます。前二者は罹災証明の入手が可能な方です。以下は「その他」も対象となる支援策です。

■セーフティネット貸付（日本公庫）

前期比較または最近3ヶ月の比較で売上が10%以上減少していること等が条件です。



向こう1年間は上限金利が年3%に抑えられるので、他の融資との組み換えにも利用できそうです。

■セーフティネット保証5号（保証協会）

従来からあった保証協会による100%保証で、本年9月末までは業種制限がなくなり、原則すべての業種で申込可能です。

■自治体の制度融資

県や市が行う保証協会を利用した融資制度です。ちょうど今月から新年度なので、ベースとなる通常の制度融資に加え、震災関連の特別制度も間もなく発表される予定です。

【計数管理は速やかに】

今後、震災の影響が本格的に自社の数字にも現れてきます。資金繰り対策等を打つにも、現状を正確に把握しないことにはどうにもなりません。世の中の雰囲気にならせず、冷静沈着に自社の状況を見つめましょう。

【4月の事務予定】

- ・4月決算法人期末実地棚卸
- ・1月決算建設業決算変更届
- ・2月決算法人確定申告&納税
- ・8月決算法人中間申告&納税
- ・定期健康診断の予約
- ・入学式



知ってお得！？法律雑学

Q. 計画停電で事業の継続が難しくなり、従業員を自宅待機させることにしました。会社も大変苦しい状況なのですが、賃金はどうなるのでしょうか？

A. 労働基準法では、使用者の責めに帰すべき理由で従業員を休ませた場合、賃金の6割以上の休業手当を支払わなければならないとしています。

使用者の責めに帰すべき理由とは、使用者の過失の有る無しではなく、使用者の支配領域に近いところで生じたものかどうかで判断されます。

厚生労働省によると、計画停電の時間帯の休業は、休業手当は不要との通達が出ています。ただし、停電がなければ営業できたのに休業とした場合は支給しなければなりま

せん。また、節電協力で休業させた場合も手当は必要です。

労働基準法は労働者の生活保護という側面が強いので、企業の負担が重くなるのは止むを得ない面があります。



経営談義

【トレンドの変化が起こる】

本年2月号のこのコーナーで、インフレに備えて在庫の積み増しを提言しました。震災が起ころうなどとは夢にも思っていないかもしれませんが、結果的に急速な物不足状態で在庫の重要性を思い知らされました。本丸のインフレはこれから本格化していくでしょう。

また、先月号のこのコーナーでは、効率一辺倒の経営を見直すべきだと提言しました。奇しくもこの度の震災で、効率を追求し過ぎたギリギリの

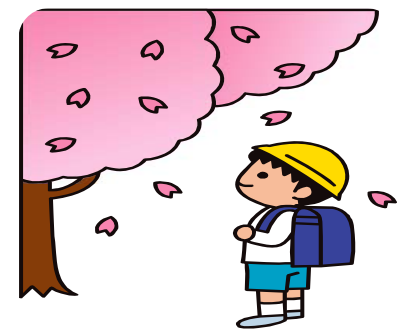


経営がいかに脆いものであるかが実証されてしまいました。

在庫にしろ非効率経営にしろ、できればそうしたいが現実には種々の制約条件があってできないという面があります。しかし、世の中全体の流れがそうであるからといって思考停止に陥ってはいなかったでしょうか？経営者が経営のことを何も考えていないということは実際にはあり得ないことなのですが、考えていることが実際の行動となって経営改善に繋がっているかは、今一度疑ってかかる必要がありそうです。

今後世の中の価値観が大きく変わると思われます。もともとあった経済の大きなトレ

ンド変化がこれに加わると、変化の度合いがさらに大きくなります。今までの延長線上で物事を考えるのではなく、新しい時代に適応した考え方を身に付け、行動に移し、しっかりと地に足の着いた経営を目指して行きたいものです。そのためには、経営にかける「思い」の再確認と、冷静な環境の見極めが必要になるでしょう。



春だというのになんとなくそんな風には感じられません。先日、姫路城、夢前川、龍野方面と桜の木を気にかけるながらバイクで走りましたが、まったく開花の気配すら感じませんでした。気温が少々低いのでしょうか。

世の中自粛ムードが漂っていますが、私はこれには断固反対です。西日本で花見を中止するなどもつてのほかで、今こそ気分を盛り上げるべきときでしょう。変に落ち込んでいる場合ではなく、元気を出して前向きにやってみましょう。



あじわ

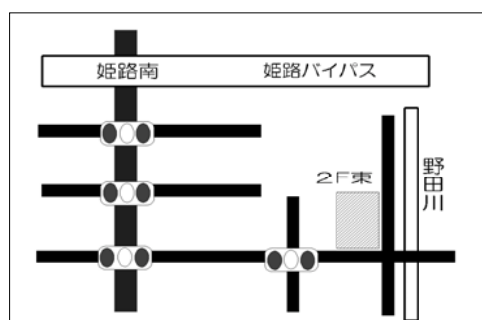
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp